

京都大学における課及び課長等の配置基準

(平成23年12月5日総務担当理事裁定)

(事務本部における課及び課長の配置基準)

- 1 事務本部における課及び課長は、次のような京都大学における枢要な機能を担い、かつ、2に定める規模を備えるものに厳選して配置する。
 - (1) 総長や理事等を支え、総長・理事等と事務組織・事務職員により一体的に施策を企画立案する機能
 - (2) 法人経営等に係る全学的な連絡調整機能
 - (3) 対外戦略・発信機能
 - (4) 財務・施設・学務・企画運用機能
- 2 事務本部における課及び課長の配置に係る組織規模は、課長を含め、専任の職員(定員内職員)の数が、概ね10名以上で構成されることを要件とする。ただし、1の機能のうち、企画立案を主眼とし、小規模の編成で足りるものについては、当該業務の内容並びに独立して課及び課長を配置する必要性等を考慮のうえ、総長が特に認めるものについては、この限りでない。
- 3 2のただし書によるほか、新たな要請や特別の要請に応えるために、高度な専門的知識と経験を要する者を配置して業務を推進することが効果的なものについては、当該要請及び業務の内容並びに課長を置く必要性及び期待できる効果等を考慮のうえ、総長が特に認めるものについては、特命課長を配置することがある。

(共通事務部における部長及び次長並びに課及び課長の配置基準)

- 4 共通事務部には、当該事務部において実施する集約した業務を効率的かつ適正に処理することによって、関連する部局の運営や教育研究の実施をより一層効果的に支援することを目的として、それぞれに部長を置く。

また、同様の観点から、概ね5以上の部局の事務を処理し、30名以上で構成される共通事務部に、次長を置くことができる。
- 5 共通事務部における課及び課長は、従来の細分化した事務組織編成においては容易でなかった業務の効率性及び専門性の向上等を推進するなど、集約化によるスケールメリットを最大限発揮することによって部局運営や教育研究の実施をより一層効果的に支援することを目的として、6に定める規模を備えるものを要件として配置する。
- 6 共通事務部における課及び課長の配置に係る組織規模は、課長を含め、専任の職員(定員内職員)の数が、概ね10名以上で構成されることを要件とする。

(部局事務部における事務長等の配置基準)

- 7 部局事務部における事務長等は、医学部附属病院及び附属図書館に事務部及びその下に必要な課並びに事務部長又は課長を、研究科及び研究所に事務部及び事務長を配置し、その他の組織に事務室及び専門員、専門職員その他の担当を配置することを常例とする。

また、部局事務部のうち相当規模の教職員及び学生を対象として事務を行うものについては、その規模に応じて副事務部長又は副事務長を配置することができる。
- 8 6の規定は、医学部附属病院及び附属図書館の課及び課長の場合に準用する。

(兼務)

- 9 共通事務部の部長、次長又は課長と部局事務部の事務長又は副事務長は、共通事務部の設置に伴って管理職が増大することを抑制しつつ、共通事務部と部局事務部との間における円滑で有効な連携体制を構築し、及びこれを維持発展させるために、その両方を兼ねることを原則とする。

同様の観点から、4による部長及び5による課長の数と、7による事務長の数とが相違する場合で、共通事務部の部課長の数よりも部局事務部の事務長の数が多くなる場合に

において、共通事務部の課長を兼ねない事務長がある場合には、共通事務部の部長は当該事務長を共通事務部の部局担当課長として共通事務部に関与させるものとする。

また、共通事務部の部課長の数よりも部局事務部の事務長の数が少なくなる場合には、共通事務部に専任の課長を置く。

- 1 0 9に定めるもののほか、共通事務部の部長は、当該共通事務部の課長等に、当該共通事務部が所管する研究科及び研究所以外の組織の事務室の長を命じ、その職名を事務長とすることができるものとする。

(専任の課長又は事務長)

- 1 1 9の規定にかかわらず、共通事務部の部長及び課長並びに部局事務部の事務長及び課長のうち、当該組織において処理する事務の量、難易度等によって、その責任の度合いが重大となるものについては、専任の課長又は事務長を配置することができる。

(特命課長等)

- 1 2 3の特命課長に係る規定は、共通事務部又は部局事務部の場合に準用する。

(見直し)

- 1 3 課及び課長等の配置は、常に最適なものとなるよう見直しを行うものとする。この場合における見直しの観点、次の基準による。

(1) 複数の課が分担して業務を処理し、又は関連する業務を複数の課等で処理しているもので、当該業務及び人員を集約化することによって、より円滑で効果的・効率的な業務処理が期待できるものについては、当該業務とこれに応じた適正な人員を、当該分担や処理の態様に応じて最も適切な課等に集約し、又は新たな課等の組織を設けてこれに集約するものとする。

(2) 法人経営等に係る全学的な連絡調整機能を担う課については、当該所管する業務の全学的な実施状況等を検証して最適な実施体制の構築に努めるものとする。

この場合、その実施状況に鑑みて、共通事務部への権限と責任の委譲やサテライト組織を設置することによって意志決定の迅速化や部局の支援機能の強化が期待できるものについては、これを促進し、必要な人員配置を行うものとする。

(3) その他、課等の業務の重要性や繁閑等の変化に応じて、課等の統廃合を含め、効果的・効率的な業務処理の体制に改善するものとする。

- 1 4 1 3による見直しの結果、業務及び人員を移行した課及び新たに設置しようとする課に係る課及び課長等の配置基準は、1から1 2までの基準による。

(実施期日)

この基準は、平成23年12月5日から実施する。

(実施期日－平成25年3月29日一部改正)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 共通事務部の設置後、業務及び組織の集約化により6の要件を満たすまでの過程にあるもの（共通事務部への円滑な業務及び組織の移行の観点から、段階的な集約化を行うもので、共通事務部の課と部局事務部を兼務する体制となっているものをいう。）で、課及び課長の配置が必要と認められるものについては、当分の間5の規定にかかわらず、課及び課長を配置することができるものとする。